## 岩手県公安委員会告示第16号

運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号)第7条第1項の規定により、運転免許取得者教育を行う者から次のとおり変更する旨届出があった。

平成26年10月17日

## 岩手県公安委員会

委員長 高 橋 真 裕

運転免許取得者教育を	運転免許取得者教育に	変更事項	内 容	
行う者の氏名又は名称	使用する施設の名称		変更前	変更後
株式会社エステーモー	STモータースクール	法人の主たる事務所の	岩手郡滝沢村滝沢字巣	淹沢市巣子169番地3
タースクール	南校	所在地	子169番地3	